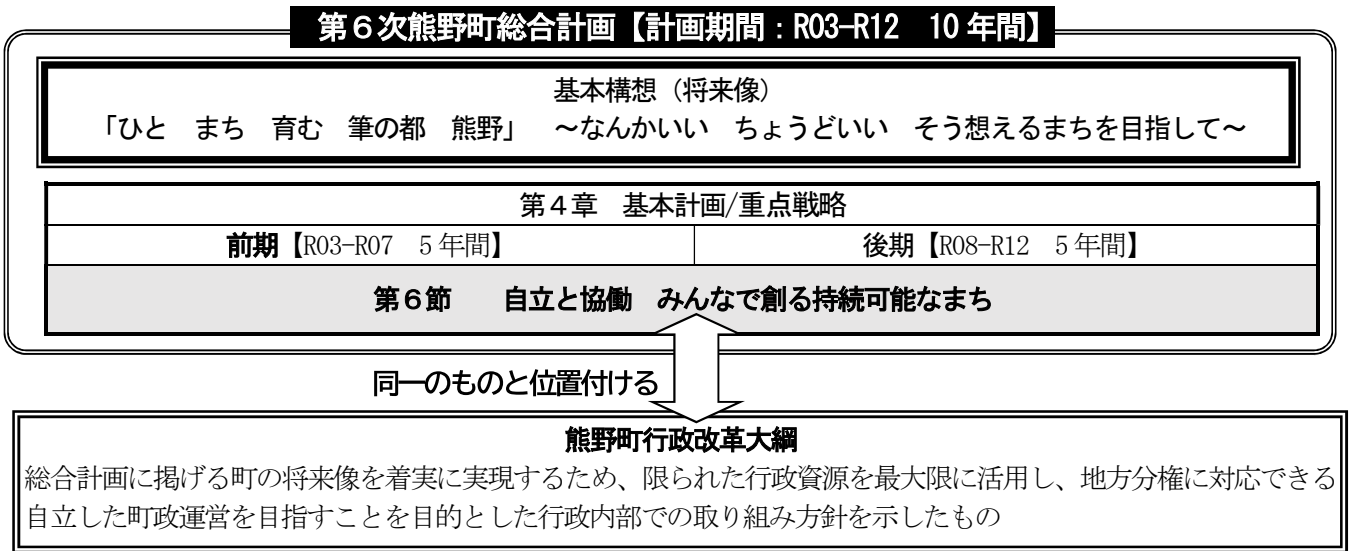


第6次熊野町行政改革大綱

1 位置付け

「第6次熊野町総合計画」は、「第2章 基本構想」で目指すべき将来像を示し、その実現に向けた施策・事業を積極的に展開するため「第4章 基本計画」で基本目標と基本施策を定めている。そのうちの第6節において、行政が取り組む具体的施策が示されており、これは「行政改革大綱」と同一の趣旨であるため、「第4章第6節」を「第6次行政改革大綱」と位置付ける。

○総合計画と行政改革大綱との関係



2 推進方策

- (1) 行政改革大綱実施計画の策定
 - 具体的な取組みを明らかにする「第6次熊野町行政改革大綱実施計画」を策定
→具体的施策ごとに取組計画を設定
- (2) 推進体制
 - 全職員が共通認識のもとで積極的に取組を推進
 - 取組の進捗状況や成果等を「熊野町行政改革懇談会」へ報告
 - 広報紙等で住民に公表
- (3) 推進期間
 - 令和3年度から令和7年度まで（5年間・前期基本計画期間）

3 第6次行政改革大綱実施計画における取組項目

■基本施策1【町民参画の推進】

- 具体的施策
 - (1)自治意識の高揚 (2)住民自治活動の支援 (3)地域協働の推進 (4)政策形成過程への町民参画の推進 (5)町民参画による事業の推進

■基本施策2【効率的・効果的な行財政運営の推進】

- 具体的施策
 - (1)持続性を高める行財政運営 (2)健全な財政運営 (3)適切な人材の配置と育成

■基本施策3【スマート自治体への体制整備】

- 具体的施策
 - (1)スマート自治体の推進 (2)情報化社会に対応した広報・広聴の推進

■基本施策4【広域連携の推進】

- 具体的施策
 - (1)広域事業の推進 (2)国・県との連携強化